

京都市南区役所飲料用自動販売機設置事業者募集要項

京都市南区役所地域力推進室（以下「地域力推進室」という。）では、南区役所庁舎に飲料用自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。詳細について、確認・承諾のうえ、御応募ください。

1 設置概要

京都市南区西九条南田町1－3 南区役所本館正面入口ホール1台

※ **別紙**「位置図」(P.8) 参照

【参考】

○南区役所総合庁舎職員数（会計年度任用職員等含む）（令和7年11月1日時点）
約200人

○現在設置している自動販売機販売実績（令和6年度実績）
6,247本

※ 販売実績は、缶、びん、ペットボトル等すべての販売本数合計です。

2 自動販売機の仕様・条件等

(1) 寸法上限

幅1,100mm×奥行900mm×高さ1,900mm ※設置台数は1台に限る。

(2) 空容器回収箱

設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置してください。
空容器の回収箱は、種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収の
うえ、関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

回収箱の形式に指定はありませんが、事前に地域力推進室と協議のうえ設置してください。

(3) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、
紅茶及びこれらに類する商品）とします。ただし、アルコール分を含むもの及びアルコ
ール分を含まなくても酒類に類似した製品（ビールテイスト飲料等）は不可とします。

イ 販売価格

標準販売価格（メーカー希望小売価格）以下としてください。

(4) 設置機種の条件

ア 赤い羽根自販機であること

京都府共同募金会が実施する赤い羽根自販機としてください。

イ ユニバーサルデザインであること

できる限り誰でも使いやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

ウ 災害救助ベンダーであること

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、地域力
推進室が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で
提供してください。

電気が供給されない状況であっても使用（対応）できるようにしてください。

エ 環境に配慮したものであること

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

オ マルチマネー対応自動販売機

現金だけではなく、複数の電子マネーが利用できる自動販売機としてください。

カ 電源設置工事及び電気子メーターを併設していること

自動販売機稼働に必要な電気供給に係る電源設置及び電気子メーターを設置してください。なお、設置に要する工事等の一切の費用は、設置事業者の負担となります。

(5) 自動販売機の意匠

京都府共同募金会が実施している「赤い羽根自動販売機」であることが分かるよう、1箇所以上の「赤い羽根自動販売機」又は「赤い羽根共同募金」の表示を付けてください。

(6) 災害対策等

設置に当たって、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全対策を講じてください。なお、設置に要する工事等の一切の費用は、設置事業者の負担となります。

(7) 衛生管理等

衛生管理、感染対策等は、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(8) 故障、問合せ及び苦情への対応

自動販売機に故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、すべて設置事業者の責任において対応してください。また、南区役所では対応できない旨の明示を必ず行ってください。

(9) 維持管理等

ア フルオペレーション

自動販売機の設置から商品補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検及び自動販売機内部、外観並びにその周辺の清掃・美化まで、設置管理運営に必要な維持管理業務を行ってください。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に地域力推進室と協議のうえ、庁舎内での公務に支障を来すことのないよう十分に注意して行ってください。

(10) 機種の変更

機種を変更する場合は、事前に地域力推進室に申し出たうえで、承諾を得てください。

(11) 費用負担

自動販売機の設置、運用、撤去及び原状回復に至るまで、一切を設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用、運用に係る電気料金を設置事業者の負担となります。

3 募集条件等

(1) 設置期間

設置事業者に対する使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。なお、設置工事日程は、地域力推進室と協議のうえ実施していただきます。

令和9年4月1日以降は、地域力推進室と協議のうえ、当初の使用条件を変更しないことを前提とし、最長2年（令和11年3月31日）を限度に使用許可を更新します。

（2）使用料等

設置事業者は、赤い羽根募金に係る募金額と地域力推進室に対する使用料を負担するものとします。

ア 赤い羽根募金

年間売上見込額の3%以上とします。

当該募金については、京都府共同募金会に直接納付してください。

イ 応募価格（提案使用料）

公有財産条例に基づき算定した目的外使用料以上であることとします。

応募申込書に、応募価格（提案使用料）として年額の使用料を百円単位で記入してください。 ※最低使用料（税込み）：7,303円（年額）

ウ 使用料の納入

地域力推進室が発行する納付書により、指定する期日（使用許可書を発行後10日以内。ただし年度当初の場合4月末。）までに設置期間分の使用料を全額納入してください。

指定する期日までに納入されない場合は、使用許可を取り消します。なお、この場合、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は設置事業者の負担となります。

エ 使用許可更新後の使用料

上記3-（1）に記載する使用許可の更新が果たされた場合、更新後の使用料は以下のとおりとし、納入方法は上記ウによることとします。

- ・使用許可が1年の場合

初年度の使用料と同額

- ・使用許可が1年に満たない場合

初年度の使用料×（使用許可期間の初日に属する月から末日の属する月までの月数）／12箇月

（3）必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び現状回復

設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料金

自動販売機の運転に必要な電気料金は、設置事業者が設置する電気子メーターの検針に基づき、設置事業者の負担とします。地域力推進室が発行する納入通知書により、半期ごとに指定する期日までに納入してください。

（4）遵守事項等

ア 本要項に記載の事項等を遵守し、使用料等についてはそれぞれの期日までに確実に納付してください。

イ 自動販売機設置に関する権利は、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他、定めのない事項については、協議のうえ決定します。

4 応募資格要件

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する方が、設置事業者に応募することができます。

（１）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方

- ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について３年以上の実績を有していること
- イ 京都府共同募金会が行っている「赤い羽根自販機」事業に協力していること
- ウ 国税、京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと
- エ 京都市競争入札取扱要綱第２９条第１項に規定する入札参加停止の措置を受けていないこと

（２）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出する方

- ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、３年以上の実績を有していること
- イ 京都府共同募金会が行っている「赤い羽根自販機」事業に協力していること
- ウ 国税、京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと
- エ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと
- オ 法令の規定により当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けており、その他法令に反する事項がないこと
- カ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められる者でないこと
 - (ア) 申出者又は応募者である個人及び法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき
 - (イ) 申出者又は応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき
 - (ウ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (エ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき

（注）自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、**一部の方を除いて**※、以下の書類を提出してください。

＜申込者又は応募者が個人であるとき＞

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から３か月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則の施行に係る要綱第１号様式）

＜申出者又は応募者が法人であるとき＞

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）
（申出日又は応募日から３か月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則の施行に係る要綱第１号様式）

※ 自己を証明する書類の提出が免除される方

＜印鑑登録証明書または登記事項証明書について＞

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、地域力推進室の行政財産使用許可の相手方とするに足る信用性があると認められるもの

＜誓約書について＞

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 地域住民組織（町内会、自治連合会等）
- 3 指定管理者として指定されている業者等、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者 など
- 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

※ 上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」及び「誓約書」を提出してください。

5 応募申込手続

（1）申込

ア 申込方法

持参又は郵送（郵送の場合は受付期間内必着）

イ 受付期間

令和7年11月17日（月）～令和7年12月10日（水）

持参の場合は、平日午前9時～正午・午後1時～5時

ウ 提出先

〒601-8511 京都市南区西九条南田町1-3

南区役所3階地域力推進室総務・防災担当宛

（2）必要書類（各1部）

ア 様式1 応募申込書

イ 販売予定品目（自動販売機用）

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料 } 様式は任意です。

以下、該当者のみ

エ 登記事項証明書（法人の場合）、印鑑証明書又は印鑑登録証明書（個人の場合）

オ 誓約書

（3）その他

ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。

イ 提出された書類の返却は行いません。

ウ 様式は京都市南区役所ホームページからダウンロードできます。

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/minami/page/0000347522.html>

6 設置事業者の決定

(1) 決定方法

ア 応募資格の要件を満たし、最も高額の使用料（年額）を提示した者を設置事業者に決定します。※赤い羽根募金額（%）は選考には影響しません。

イ 上記について最高金額である応募者が2者以上あった場合は、その他の条件をヒアリングのうえ総合的に判断します。

(2) 決定予定日

受付期間終了後、1週間以内

(3) 決定後の通知

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された営業事業者名及び決定金額を電話連絡します。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 指定日時までに応募書類等を提出しなかったもの

イ 応募書類等に不備又は判別不能な箇所があるもの

ウ 応募書類等に加除訂正の痕跡があるもの

エ 同一の応募者が複数応募したときは、その全部のもの

オ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの

カ 設置事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの

キ その他、当該要項の応募に関する条件に違反したもの

7 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行っていただきます。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

地域力推進室指定の様式により行政財産使用許可申請を行ってください。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等を提出してください。

8 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合

(2) 設置事業者の決定後、応募資格要件を満たさなくなった場合

(3) その他地域力推進室が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

9 その他

(1) 3－(3)「必要経費」に記載のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は、設置事業者の負担とします。

(2) 設置事業者には、自動販売機の設置後、地域力推進室が指定する様式により毎月の販売実績を報告していただきます。また、販売実績を次回公募する際の参考情報として用いることに同意していただきます。

(3) 設置事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合

ア 当該事業者へ損害賠償請求を行うことがあります。

イ 当該事業者の決定を取り消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな設置事業者とするか、再公募を行うことがあります。

【申込み・問合せ先】

南区役所地域力推進室 総務・防災担当（原、伊藤）

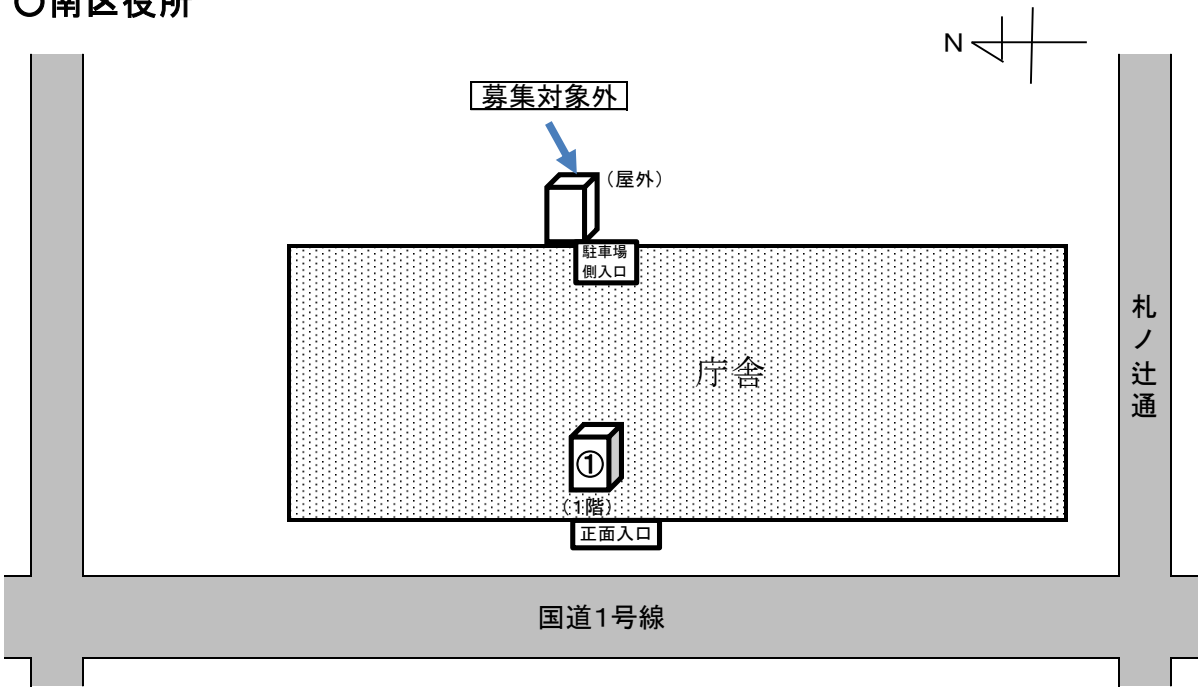
電話番号 075-681-3438

FAX番号 075-681-5513

E-mail minami-chiikiryou@city.kyoto.lg.jp

位置図

○南区役所



設置番号①

庁舎1階(正面入口ホール)

